



**児童養護施設職員の子どもへの不適切な対応に対する意識調査
—「子どもへの適切な対応のためのセルフチェックシート」の開発に向けて—**

山口県子どもソーシャルワーク研究会 2015年8月



1 問題と目的

児童養護施設職員の行動規範について示されたものとして、「被措置児童等虐待対応ガイドライン（通知）」（2009：厚生労働省）がある。しかし、このガイドラインでは、子どもへの「不適切な対応」を「子どもに対する言葉の暴力、人格的な辱め、脅かしの態度、セクシャルハラスメント等」¹⁾と定義しているが、具体的行動を明示した内容とまでは至っていない。また、児童養護施設における「不適切な対応」に関する研究として『児童養護施設における「不適切な関わり」に関する再発防止策検討委員会実践報告』（2013：前田信一・市川太郎）があるが、これはある児童養護施設において連続して発生した「不適切な関わり」についての事故等調査分析・検証、全職員を対象とした個別面談の実施等、組織の改善に携わった研究者の実践報告となっており、児童養護施設で「不適切な対応」が起こった後の対応の一事例として意義のある報告内容となっている。²⁾しかし、この中で「不適切な対応」の具体的行動の明示については実際に当該施設で起こった4事例に留まっており、「不適切な対応」を一般化する定義付けにまで踏み込んだ内容ではない。筆者は、先述した先行研究や児童養護施設での勤務経験を通じて被措置児童虐待だけでなく、これにはあたらなまでも子どもにとって良くない対応、いわゆる「不適切な対応」の定義付けの必要性を強く感じてきた。

こういった経緯から、山口県子どもソーシャルワーク研究会では、「児童養護施設における職員の不適切な対応の研究と定義の試みー改善勧告書・改善報告書の分析よりー」（2015：山口県子どもソーシャルワーク研究会）をまとめた。この中で、児童養護施設における職員の不適切な対応について具体的な対応を示した定義付けを行い、これらの行動がやがて被措置児童虐待として重大な事故に繋がることも示唆している。³⁾しかし、「不適切な対応」に対する未然防止策や具体的な取組の研究にまでは至っておらず、先行研究や本研究会による研究を通してここにさらなる課題意識を持つこととなった。

そこで、本研究では児童養護施設職員へのインタビュー調査を通して①「不適切な対応」が生じる要因の分析とその改善方法、②実践の質的向上へ向けた個々の職員のふりかえりのための「子どもへの適切な対応のためのセルフチェックシート」作成、この①②を目的とする。

2 方法

(1) 調査方法

1対1の半構造化面接法を用いて、60分程度のインタビュー調査を筆者が実施した。面接場所は対象者との協議の上、決定した。インタビューの内容については対象者の同意を得て、ICレコーダーで録音した。インタビュー調査期間は2014年12月～2015年2月である。

(2) 対象

先駆的に子どもへの「不適切な対応」を防止するためのチェックリストを作成する等、子どもの権利擁護の取組を実践している児童養護施設やその第3者委員を務める職員、または協議会等

の団体に所属する職員 5 名を対象とした。対象団体等は、すでにホームページ上で子どもの権利擁護を目指したガイドライン等を公表している団体および独自でチェックリスト等を作成している児童養護施設とした。なお対象者には、事前にインタビュー調査に関するインフォームドコンセントを行った。

インタビュー時の主な調査項目は「i 権利擁護への具体的取り組み例について」「ii 子どもへの不適切な対応の具体例や、これについての意識調査」「iii 不適切な対応を防止するための取組（チェックリストの作成等）」である。

(3) 分析方法

録音した内容から逐語記録を作成し、修正版グラウンデッドセオリーアプローチ（以後、M-G T A 分析）の手法手続きにより分析を行った。M-G T A 分析は、社会福祉領域におけるインタビュー調査等で利用されているため、本研究テーマの分析に適していると考えた。

また、分析過程において質的調査研究者から分析内容の整合性の確認、弁護士からインタビュー調査結果で明らかとなった職員の対応意識について法的観点から意見を求めるため、調査結果の解釈について意見を求めた。

(4) 倫理的配慮

インタビュー調査対象者【表 1】に、研究の協力の依頼と主旨説明を行った。特に、承諾は対象者の自発的意思によって同意を得ること（承諾後も取り消し可能）、得られたデータは匿名であり、研究以外の目的で使用しないこと（但し、研究会や学会等で発表する）等について徹底した。

【表 1】 インタビュー調査対象者属性

番号	所属	役職	勤務年数	所在地都道府県
1	児童養護施設	施設長	20 年以上	鳥取県
2	児童養護施設	職業指導員	20 年以上	神奈川県
3	児童養護施設	主任児童指導員	10 年～15 年未満	青森県
4	児童養護施設	副施設長	10 年～15 年未満	岡山県
5	弁護士事務所	弁護士	10 年～15 年未満	東京都

3 調査結果

インタビュー調査結果（インタビュー調査では、事前に 33 の設問を設定）を i・ii・iii の項目に分け、それぞれの項目に合致した質問、回答を抽出した。（調査協力者 5 名の回答を a・b・c・d・e、質問を Q、と表記する。）【表 2】に、調査内容を記すこととする。なお、インタビュー調査の質問内容は、山口県子どもソーシャルワーク研究会の先行研究³⁾による「不適切な対応」の定義を参考にし、設定した。

【表2】インタビュー調査結果

項目	質問	回答
<p style="text-align: center;">「 権利擁護への具体的取組例について」</p>	<p>Q1：貴施設（団体、役職など）において、「子どもへの権利擁護（職員による子どもへの適切な対応）について、これまでどのような対応をされてきましたか。</p>	<p>a：「施設全体の文化だよ。子どもを大事にする、子どもを中心に考える。権利擁護をテーマにした研修会をやる。」</p> <p>b：「子どもへは社会に出た時に困らないような教育をしておく。職員への施設内での教育は難しいこともあるので、外部研修に参加させる。指導力ではなく、説明力が重要。」</p> <p>c：「子どもへの対応ということ言えば、子どもたちにきちっと説明する場を設けてないですが、入所時に児相が権利ノートを見せながら子どもに説明するか、出来なければ入所後に職員が説明することもあります。職員に対しては、県の作成したガイドブックの読み合わせを職員会議で行うまではやっていますね。」</p> <p>d：「権利擁護についての施設内研修を行う。」</p> <p>e：「全職員で県が作成した被措置児童虐待対応の手引きを読み込む。また、園独自の危機管理マニュアルを全員に読ませる。外部講師を招き、CAPのワークショップを子ども用、職員用で開催し、人権教育を行っている。」</p>
<p style="text-align: center;">「 子どもへの不適切な対応の具体例やこれについての意識調査」</p>	<p>Q2：被措置児童虐待と、いわゆる子どもへの不適切なかかわりの違いを教えてください。</p>	<p>a：「まあ、人権侵害かどうか、ということだな。人権侵害による傷つきの度合いだろうな。（より傷つきが深いものを被措置児童虐待、そこまではいかないけれども、これもあまり良くないよ、というものがいわゆる不適切なかかわりという？）一つはね。」</p> <p>b：「被措置児童虐待は起こしてはいけないレベルのことで、不適切なかかわりは日常的にどこでも起こりうること、グレイゾーン。」</p> <p>c：「同じかなと思います。同じと捉えています。」</p> <p>d：「被措置児童虐待は法律に規定されている累計された内容のもの。不適切なかかわりは、法律に定義されていないが広い概念で良くないかかわりであるもの。」</p> <p>e：「被措置児童虐待に定義されており、該当する行為が被措置児童虐待。おやつ抜き、威圧的な言動が不適切な関わりとして考えられるが、その線引きは難しい。当園では住み込み制で、子どもとできるだけ長く生活を共にすることで関係性を作っていけば、子どもから不適切とと</p>

	<p>Q3：万引きをした子どもへの対応を教えてください。また、万引きをした子どもを外出禁止にするという対応をどのように思いますか？</p>	<p>らえられる行為が違ってくと思う。」</p> <p>a：「いわゆる外出禁止とかね、昔、けっこうホームによってはそういうあれはあったんだよ。で、僕はもうそれはやめなさい、と。で、子どもらだって、また外禁かって、言うことがあって。うちは規則は作らない、と。破ろうとする、だからうちの規則は自分を大事にしようね、人も大事にしようね、これが人間の尊厳ということなんだよって。それとなんでも話し合いで解決するんだよって。それがうちの憲法だっつってね。(中略) 要はね、その子の背景だよ、だから外禁なんてね、そんなのね、やめたほうがいい。」</p> <p>b：「そのような対応をする大人の気持は分かるけど、子どもには意味がない。お店と一緒に謝りに行く、子どもが万引きをして大人が辛い、と思えばそれで大丈夫。」</p> <p>c：「なぜ万引き行為に至ったかを子どもへ聞き、万引きをしたお店に謝罪へ行く。以前は外出禁止にする対応をしたこともあるが、最近の人権侵害事例等についての考え方を聞くにつれて考え方が変わり、外出禁止という対応は良くない、と思うようになった。外出禁止という対応をしての効果については、合ったように感じる。その後、同じことを繰り返すことがなかったから。」</p> <p>d：「子どもの万引きが発覚し、子どもに聞き取りをするがすでに聞き取りをされた時点で子どもにはなんらかの罪悪感が生じていることが多いと思う。また、子どもがそうするにいたった経緯を探り、万引きをしたお店へ謝罪へ行き、物を返すか弁償をし、施設に帰って、迷惑をかけるってこういうことだよねという話を本人へする。子どもの何らかの障害がある場合は工夫が必要になる。外出禁止にすることは過剰な制約だと思う、万引きをしちゃうお店への入店禁止という制約はいいが、一律に外出禁止というのは、制約しすぎかなと思います。」</p> <p>e：「数年に1回程度万引き行為が発覚する。最近では当園ではない。基本的には、子どもと担当職員と万引きをしたお店に謝りに行く。重たい罰を与えることはない。お店の方に謝っている職員の姿を子どもに見せる。万引きした商品は子どもの小遣いから支払いをさせる。県の県警</p>
--	---	--

		<p>本部に協力を依頼し、子どもに非行防止教室と言った形で子どもへ指導をお願いすることもある。万引きをしたからといって外出禁止という対応をしても、子どもの万引きをした背景にあまり効果がないと思う。」</p>
<p>Q 4 : 学校に行きたがらない子どもへの対応を教えてください。熱がある、怪我をしている等明確な理由がない場合、学校に行きたくないという理由で休ませますか？</p>		<p>a : 「まあ、その子の背景だよね、ちゃんと評価することだよ。うちね、ホームでな、登校刺激をした方がいい子どもと登校刺激をしちゃならない子どもと、同じホームにいるわけ、そんな場合どうするかっつたらね、この子はこういう状況なんで登校しなさいって言うよ、でもこの子はちょっと休んだ方がいいよって、そういうことをね、子どもがどう理解するか、でも理解するんだよ、だからそれはそういう対応しかない、同じホームでも登校刺激をすべき子どもと、いや休んだ方がいいよ、じゃあ休もうねって言う子どもと。だから画一じゃないってこと。まあ、色んなことやってみたけど、無理やり行かせてもろくなことないわ。そうかと言ってほっときゃいいかって、そうじゃない。だから、登校できるかどうかっていうのはね、これは結果であって、原因は千差万別なんだよ。だから僕は不登校っていう言い方やめようって言ったんだよ。要するに問題の本質を見間違える。」</p> <p>b : 「無理やり連れていくことはない。子どもに話を聞いて登校を促しはする。」</p> <p>c : 「休ませます。行く気持ちになれるまで待ちます。施設の中での過ごし方は、園の中では制限をせず普通に過ごさせる。他の子どもから何か言われれば、学校に行くためのエネルギーを溜めている、と伝えます。職員からの伝え方について統一はしておきます。」</p> <p>d : 「どうして行きたくないのか聞くがまずは登校を促すが、いじめの可能性等本人が言葉に出せないことがあることも考慮して対応する。引きずってでも連れていくようなことはしない。」</p> <p>e : 「基本的には職員が手間をかけるしかない。登校班に遅れても職員が子どもと一緒に遅れてでも歩いて行き、学校へは必ず行かなければならない、という印象を子どもへ与える。」</p>
<p>Q 5 : 子どもの状況によっ</p>		<p>a : 「あの、ゲストハウスを使うことはある。暴力を振るっ</p>

<p>て、子どもを1人だけ施設の敷地内（建物は別の可能性もある）の個室で過ごさせることはあり得ますか？あればその時の状況を教えてください。（単に生活居室を個室にするという意味ではなく）また、その際に留意すべき点があれば教えてください。</p>	<p>てしまって、他の子ども達からも逆にかなり孤立しちゃって、そういう状況の中でね、だったらちょっと場所を変えてクールダウンしようやって言って。もちろん子どもと話し合って決める。そんな罰じゃないから、ゲストハウスでも生活の時間や方法は変わらん。隔離病棟じゃないんだから。」</p> <p>b : 「一時的に手がつけられない子どもの場合はあるが、その場合帰ってくる前提で一時保護を早急に検討する。しかし、ほとんどない。」</p> <p>c : 「あり得ますね。子どもが興奮してる時だとかは、タイムアウトということで。そっちで暮らせることはないですけど、一時的に別室にいさせるという対応で、何もない部屋が望ましいです。職員は子どもの目につかない、部屋のすぐ外にいるようにします。同じ部屋にいると、子どもを刺激するから。」</p> <p>d : 「残念ながらせざるを得ない場合はある。その時に、隔離対応をとられている本人がどうして隔離されているかをはっきり認識できていないといけないというのが一つと、必要以上に孤独感をもたせないということが大事だと思う。隔離対応をとっているのであれば頻りに職員がかかわらないといけないと思う。不登校状態で昼夜逆転生活、かつ夜に騒ぐ、大声で叫ぶ、他の子を揺り起こす、暴力をふるう等他の子に迷惑がかかる場合は離れた部屋で過ごさせる。」</p> <p>e : 「実際にはあります。措置変更を考えるくらい他の子への暴力等危害を加える状況である等の場合。別室で移動して生活をするとしても他の子たちと変わりなく生活をさせる。制限はしない。」</p>
<p>Q 6 : 施設のルールで門限を守れなければ携帯電話を1週間預かる、と決めていた場合、実際に子どもが門限を守れなければ携帯電話はルール通り預かるべきだと思いますか？</p>	<p>a : 「そりゃあ、そうやってルールを決めてれば、特に携帯なんてのは預かればいいんだよ。だから、そんな馬鹿なルールは作らん方がいい。」</p> <p>b : 「決めていれば預かる。しかし、このルールがどのような意図で作られているかが問題。」</p> <p>c : 「それが施設のルールであるならば預かるべきだと思います。しかし、その問題行動についての罰としては、大き過ぎると思います。」</p>

		<p>d : 「そもそもこのルールを決めた時に罰則がついた理由として何かあると思うし、それをみなさんが納得済みで決めたことであれば仕方がないと思う。」</p> <p>e : 「ルールとしてあるのであれば預かるべきだと思う。しかし、そもそもで考えると高校生になって携帯電話を管理させていけば、門限を過ぎるなら連絡を一本入れること等携帯電話の正しい使い方を教育する方向で話をすすめると思う。」</p>
	<p>Q 7 : 子どもが誤って施設内の物品を破損させた場合、子どもに物品代を子どもの財産より弁償させますか？</p>	<p>a : 「基本的に過失であればそんなことはしない。気を付けようね、って言って園のお金で修理する。故意であれば、おおい、これどないするんやって、弁償するか、とか。まあ、破損させた物の金額にもよるわな、高すぎると支払いは難しいから、謝らせて済ませる。弁償まではいかないのが、多いかもしれんなあ。」</p> <p>b : 「誤って壊した場合はさせない。故意であると状況によって弁償はある。弁償額もある程度マニュアルとして決めておく。」</p> <p>c : 「故意でない場合、弁償は必要ないと考えますね。あまりにも高価なもので、頻繁に破損させていけば子どもから 500 円だけ徴収する等していたことはある。故意であれば、壁であれば一緒に修繕する。他の子どもの物を壊せば弁償させる。」</p> <p>d : 「破損の内容にもよるがさせないと思う。故意で破損させた場合であれば教育的な効果で、これは弁償させた方が良いかないということはある。例えば、窓ガラスをわざと割った場合だと割ったことでどれだけのお金がかかるということを体験させるためにも、全額かどうかは別として弁償させることはあると思う。」</p> <p>e : 「基本的には施設が弁償代を出すけど、ギリギリまでは子どもの弁償としておき、園長の元へ子どもが謝罪へ行った際に、園長が結果的には出そう、という対応をとることが多い。しかし、あまりにも破損を多くさせた子どもに対しては弁償をさせた子どももいる。」</p>
	<p>Q 8 : 施設内で煙草の匂いがして、施設内を周ると子どもの部屋の中より匂って</p>	<p>a : 「僕はね、基本的に煙草を吸ってるって疑ってるのであれば、煙草を吸ってるって疑ってるよってちゃんと言いなさいって言うんだよ。ただ、そのことによって犯人捜</p>

<p>きました。ノックをしました たが、子どもが入室を拒み ました。その子は以前より 喫煙の疑いのある子どもで した。どのように対応を しますか？</p>	<p>しをするんじゃないよって。ノックをして子どもが入っ てほしくないと言え、疑ってるよとドア越しに言う が、入りはしない。そこで強引に入ったところで、まあ 確かに見つかったということで具合悪いなと思う、それ と同じことで煙草吸ってるんじゃないのって、臭いする よって、言うだけでいいんだよ。」</p> <p>b : 「入るよ、と言い入るが、事前に子どもにこういった場 合は入る、と伝えておけば良い。」</p> <p>c : 「ノックして拒まれても、煙草の匂いがするからと伝え 押し切って部屋に入りますね。持っている煙草とライター を出させます。そういう場合は、その場で対応しないと 後から、物を隠す等対応がしにくくなります。事前に、 煙草のにおいがしてたり、吸ってるところを見てたら没収 だからね、と伝えておくと子どもは割と物を出します ね。」</p> <p>d : 「煙草の匂いがするから開けるよ、と伝え子どもが拒ん でも入ると思う。」</p> <p>e : 「あと 5 分たてば入るよ、等声かけをして待ち、結果的 には部屋に入る。火災報知機が鳴り、家事に繋がる等重 大な危険に繋がる可能性もある、と子どもに伝える。」</p>
<p>Q 9 : 高校生女子が深夜 0 時に施設に帰りましたが、 その時施設内には男性職員 1 人だけでした。どのよう な対応をしますか？</p>	<p>a : 「男性だろうと女性だろうと話ができる範囲で話を する、だけど相手の方が嫌がって～先生しか話せんって 言ったら、それはそうかって言って、話さない。それで、 他に必要な状況があれば応援を呼ぶ。女性を呼ばないと 対応できないような状況であれば。例えば、明らかに性的 被害を被った状況がある、その場合は産婦人科に連れて いかんといかんとか。それはなんぼ夜中だろうがなんだ ろうが呼ぶ、それが対応。そんな緊急性がなかったら早 く寝なさいよって、注意だけしてね。うちの場合は 2 ホ ームで 1 人ずつで、1 ホームには必ず 1 人いる、だから 2 ホームで必ず 2 人はいるから隣に応援を呼びに行くん だよ。だから一人で対応しないとイケないことはないん だよ。」</p> <p>b : 「その場で対応が難しければ次の日に対応をまわす。長 い付き合いである等関係性によっては話に行くことも ある。」</p>

		<p>c : 「明日ゆっくり話聞くから早く寝なさい、と言いますね。すぐに一人でその子に対応すれば他の子どもたちの把握が難しいこともあるので。」</p> <p>d : 「遅かったから心配したよ、と伝えるだけでその日は終わることになるんじゃないかと思う。深夜に叱責することは子どもも大人も精神的に興奮しやすいと思うので良くない。」</p> <p>e : 「まずうちではありえない状況である。女子寮には女性職員しかいない。」</p>
	<p>Q10 : 素行の良くない地域の子ども (A 君) との付き合いが心配になり、A 君からの連絡は施設の子どもには取り次がない対応を決めました。どのように思いますか？</p>	<p>a : 「そら、そんなことはしない。そら別に二人の付き合いは、付き合ってもいいわけだから。その子がどうこうだから付き合ったらだめとか、そういうことはしない。一人の人間としてそんなことはすべきではない。だって今だったら携帯持ってるから。」</p> <p>b : 「子どもと話し合って申し訳ないけど取り次げないよ、と説明することもある。」</p> <p>c : 「あり得ない対応だと思います。電話を取り次ぐかどうか、と子どもが無断外出する行為とは結びつかないように思います。」</p> <p>d : 「やり過ぎだと思う。A 君には少なくとも電話がかかれば、うちの施設は何時以降は出れないからもうこの時間は出れないよ、と御断りを職員がすることはある。取り次がないことはない。」</p> <p>e : 「必要に応じてはするかもしれない。しかし、うちではそのような対応をとったことはない。」</p>
	<p>Q11 : 宗教行事が施設の中にあります。これに参加したがる子どもを注意しましたがなかなか出ようとしません。どのような対応をしますか？</p>	<p>a : 「出ないんであれば、仕方ない。ただ、うちは入所する時に宗教行事あるからできるだけ協力してくれというんだよ。案外、子どもは協力してくれるよ。ただ、出る出ないは自由で強制はしない。」</p> <p>b : 「無理やりは出さない。事前に宗教行事について説明はしておく。」</p> <p>c : 「自分の意思で、出たくないんであれば出ないでいいと思います。」</p> <p>d : 「これは出る必要はないと思う。任意であれば良いが、無理やり宗教行事に出させるのは良くないと思う。一度出てみないか、と声をかけて出なければあきらめる、く</p>

		<p>らしいの対応は良いと思う。」</p> <p>e : 「最後は子どもの意思で出なくても良いのではないかと 思う。うちはそもそも無宗教である。」</p>
「目 不適切な対応を防止するための取組 (チェックリストの作成等)」	Q12 : 不適切なかかわりが 起きやすい場面を教えてください。	<p>a : 「発達障害を持った子どもだとか、育てにくい子どもと いうかね、そういう子どもがわんさと来てるから、僕は 最も危険な職場だと言ったのはそこなんだよ。だから、 それは訓練する、それ以外ないと思う。」</p> <p>b : 「大人が追い込まれて虐待する、相談相手がない、構 造的な問題、疲れ、孤独感、施設内における核家族化。」</p> <p>c : 「職員と子どもが1対1で密室の場面が危険だと思います。 他の人の目がない、部屋の中どちらもです。」</p> <p>d : 「他者の目が届かない環境と言うか、子どもは数名いて も職員が一人しかおらず、制止が聞かない、業務に追い 込まれている状態、また職員のそもそもの養育感、面倒 をみてやっているという感覚だと起きやすい。」</p> <p>e : 「発達障害の子等個性の強い子達が集団で集まると職員 の不適切なかかわりが多くなる。食事の時間やその後の 団欒の時間、起床の時間等人手の少ない時間帯も危な い。また、職員の器質的な問題もあり、キレやすい職員 の時は一人対応をしないような職員配置の配慮をする 等工夫が必要。」</p>
	Q13 : 幼児の添い寝につい て、異性の職員が行う場合 に気をつけなければならない ことはありますか？	<p>a : 「だからね、それはやっぱりちゃんと報告をするってこ ととかね、昨日はこうだったよって。そこくらいだな。 (添い寝はするけどかけ布団には入らないとか決めら れてますか?) いや、ない。」</p> <p>b : 「子どものケース背景を個別で配慮し、全体で統一した 対応をする。」</p> <p>c : 「一人で対応をしない。同じ空間の中に職員が二人以上 いるようにする。職員の性別は関係ない。」</p> <p>d : 「性的な接触と思われないことを幼児さんの方からして くることもあると思うし、職員の側がするのはもちろん 問題だが、そういった時にどうやって対応するかは問題 だと思う。」</p> <p>e : 「異性に限らず、同性でも添い寝時に性的問題は起こり うる。女の子の添い寝は女性職員が行う。」</p>
	Q14 : 適切な懲戒権の行使	<p>a : 「人間の尊厳を侵すようなことをしたら、どえらい怒ら</p>

<p>とはどういったものですか？</p>	<p>れるでって、だから弱いものいじめしたとかね、そういうことしたら、そりゃあかなり厳しく怒りますよ。だから、罰を与えるとかじゃなくて、どえらい怒るっていう懲戒行為を行う。場合によっては反省文を書かせることもある。そりゃ、罰じゃない。」</p> <p>b : 「その子のためになるかどうか、関係者にオープンにし、同意を得られる対応かどうか。」</p> <p>c : 「実際、うちの施設でも色んな問題行動に対しての罰はあるんですけど、個人的にはゆくゆくは無くしたいですね。その行為自体が人権侵害になるんじゃないかなって思うからですね。人権侵害にあたるような罰は無くしたいです。あたらないうであれば、それはありだと思います。」</p> <p>d : 「懲戒権の考え方そのものが曖昧で法律的な概念としても難しい。懲らしめることは子どものしつけや教育という観点から必要なことなのか、施設長に懲戒権が認められているのはそもそも一般的なしつけをするためだと理解した場合には、それは普段施設長というよりは現場の職員が代理行使という形でそれをしていると思う。だから、施設長がこれは懲戒権だからこういった対応をするということは、無いんじゃないかな、と思う。あるとすれば問題行動をする子を個別に面談して色々お話を聞きながら諭すというようなそういう行動なのかなと思う。問題行動を起こすから 1 週間隔離部屋でおとなしくしてなさい、という対応は行使の仕方としては違うと思う。」</p> <p>e : 「うちの園長は、子どもの措置を考える権限があるのでそれが懲戒権といえるかもしれない、他にはあまり、考えられないな、と言っている。」</p>	<p>れるでって、だから弱いものいじめしたとかね、そういうことしたら、そりゃあかなり厳しく怒りますよ。だから、罰を与えるとかじゃなくて、どえらい怒るっていう懲戒行為を行う。場合によっては反省文を書かせることもある。そりゃ、罰じゃない。」</p> <p>b : 「その子のためになるかどうか、関係者にオープンにし、同意を得られる対応かどうか。」</p> <p>c : 「実際、うちの施設でも色んな問題行動に対しての罰はあるんですけど、個人的にはゆくゆくは無くしたいですね。その行為自体が人権侵害になるんじゃないかなって思うからですね。人権侵害にあたるような罰は無くしたいです。あたらないうであれば、それはありだと思います。」</p> <p>d : 「懲戒権の考え方そのものが曖昧で法律的な概念としても難しい。懲らしめることは子どものしつけや教育という観点から必要なことなのか、施設長に懲戒権が認められているのはそもそも一般的なしつけをするためだと理解した場合には、それは普段施設長というよりは現場の職員が代理行使という形でそれをしていると思う。だから、施設長がこれは懲戒権だからこういった対応をするということは、無いんじゃないかな、と思う。あるとすれば問題行動をする子を個別に面談して色々お話を聞きながら諭すというようなそういう行動なのかなと思う。問題行動を起こすから 1 週間隔離部屋でおとなしくしてなさい、という対応は行使の仕方としては違うと思う。」</p> <p>e : 「うちの園長は、子どもの措置を考える権限があるのでそれが懲戒権といえるかもしれない、他にはあまり、考えられないな、と言っている。」</p>
<p>Q15 : 子どもに対し、大声で注意をすることは状況によっては必要ですか？必要であればそれはどのような状況ですか？</p>	<p>a : 「一般論では言えない。人間の尊厳を侵すようなことをすれば止めるし、話はする。」</p> <p>b : 「命にかかわる他害、自害行為等については大声で制止し、身体を張ってでも止める。」</p> <p>c : 「大声では指導しない、とうちの職員間では共有しているんですけど、児童間暴力の抑止のため、危険な行為をしている場面を目撃した時等は例外で大声を出します</p>	<p>a : 「一般論では言えない。人間の尊厳を侵すようなことをすれば止めるし、話はする。」</p> <p>b : 「命にかかわる他害、自害行為等については大声で制止し、身体を張ってでも止める。」</p> <p>c : 「大声では指導しない、とうちの職員間では共有しているんですけど、児童間暴力の抑止のため、危険な行為をしている場面を目撃した時等は例外で大声を出します</p>

		ね。」 d : 「他者に対して危害を加える等一刻の猶予を持たないという場合であればとりあえず声をもって止めることはあると思う。」 e : 「自分自身が子どもとある程度関係ができていと思えば、必要に応じて大きな声で叱ることはあると思う。」
--	--	--

次に、調査結果をバリエーション（具体例）として抜き出し、その内容を簡潔に定義としてまとめ、定義をさらに凝縮した概念として概念欄に記述、この一連の作業によりワークシートを作成した。また、バリエーションを定義、概念としてまとめるための思考段階をあらわすため、これを理論的メモとして記述した。【表3】に例としてワークシート1を掲示する。

【表3】ワークシート1

<p>ワークシート…1</p> <p>概念1 : 子どもの自立支援、職員の教育</p> <p>定義 : 権利擁護への具体的取り組み例について</p> <p>バリエーション（具体例）:</p> <p>a 「施設全体の文化だよ。子どもを大事にする、子どもを中心に考える。権利擁護をテーマにした研修会をやる。」</p> <p>b 「子どもへは社会に出た時に困らないような教育をしておく。職員への施設内での教育は難しいこともあるので、外部研修に参加させる。指導力ではなく、説明力が重要。」</p> <p>c 「子どもへの対応ということ言えば、子どもたちにきちっと説明する場を設けてないですが、入所時に児相が権利ノートを見せながら子どもに説明するか、出来なければ入所後に職員が説明することもあります。職員に対しては、県の作成したガイドブックの読み合わせを職員会議で行うまではやっていますね。」</p> <p>e 「全職員で県が作成した被措置児童虐待対応の手引きを読み込む。また、園独自の危機管理マニュアルを全員に読ませる。外部講師を招き、CAPのワークショップを子ども用、職員用で開催し、人権教育を行っている。」</p> <p>理論的メモ :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利について職員が学び、不適切な対応が起らないような雰囲気づくりを行っている。 ・自立した時に子どもが最低限の知識を持った状態で生活ができるよう入所中に知っておくべき知識や技術を身につけさせることが権利擁護だという考え方。
--

調査結果からバリエーションを抜き出し、定義、概念としてまとめる、このような流れでワークシートを15枚作成し、生成された概念を【表4】にまとめた。

【表4】ワークシート作成時に得られた概念

番号	概念名
1	権利擁護の取組として子どもの自立支援、職員の教育
2	不適切な対応とは何か
3	行動を罰するのではなく、それに至った背景を考える
4	問題の本質を探る
5	子どもの安全を守るための配慮
6	罰を与えるよりもなぜだめなのか説明する
7	故意に破損をさせたかどうか見極めて対応する
8	事前説明と危機説明
9	異性への対応は複数で行う
10	交友関係を問題行動のきっかけとしない
11	宗教思想は自由である
12	不適切な対応は職員や子どもの持つ人的要因、職員配置等構造的要因が関係して起こる
13	個人の価値観に頼らず、複数対応をする
14	懲戒行為は、叱るということ
15	心理的虐待と子どもへの注意の境界

この後、ここで生成された15の概念を関連する内容ごとにまとめ再編成し、カテゴリーを生成した。【表5】は生成したカテゴリーを示したものである。

【表5】概念から生成したカテゴリー

概念名	番号	カテゴリー
権利擁護の取組として子どもの自立支援、職員の教育	1	権利擁護
宗教思想は自由である		
不適切な対応とは何か	2	不適切な対応と懲戒権
懲戒行為は、叱るということ		
心理的虐待と子どもへの注意の境界		
子どもの安全を守るための配慮	3	不適切な対応が起る要因を理解し、未然に防止する
不適切な対応は職員や子どもの持つ人的要因、職員配置等構造的要因が関係して起こる		
行動を罰するのではなく、それに至った背景を考	4	問題行動の原因に焦点を当て

える		行動を止めることにこだわらない
問題の本質を探る		
故意に破損をさせたかどうか見極めて対応する		
交友関係を問題行動のきっかけとしない		
罰を与えるよりもなぜだめなのか説明する	5	指導ではなく、説明をする
事前説明と危機説明		
異性への対応は複数で行う	6	危険が予想される場面では複数対応
個人の価値観に頼らず、複数対応をする		

この6つのカテゴリーは5の結論においてそれぞれの関連性説明することとし、まず、インタビュー調査項目 i・ii・iiiの3点について調査結果をここでまとめておく。

「i 権利擁護への具体的取り組み例について」では【1】職員に対し、権利擁護に関する研修会を行う【2】職員間で被措置児童虐待ガイドラインの読み合わせを行う【3】子どもに対し、指導力ではなく説明力をつけるという意識で人材育成を行う、以上3点が読み取れた。

「ii 子どもへの不適切な対応の具体例や、これについての意識調査」では【1】被措置児童虐待は被措置児童虐待対応ガイドラインにより法的に定められた子どもへの良くない対応、「不適切な対応」は法的に定められてはいない、子どもへの良くない対応【2】子どもが万引きをしたからといって外出禁止にしても子どもの改善に繋がらず意味がない、職員が子どもと万引きをした店へ行き、謝罪をする、また職員が子どもが万引きをして悲しいと思える関係性が重要【3】他児、他者へ危害を加える可能性のある子どもは通常とは違う別室で生活させることも考えられるが、その際に子どもを孤立させず職員が積極的にかかわるよう配慮する【4】子どものプライバシーへの配慮は必要だが、個室で火災に繋がる危険のある状況があれば個室へ子どもの許可なく入室することも必要【5】深夜時間での対応は子どもと対応する職員の性別も考慮するが、緊急的な状況でなければ時間帯、子どもの睡眠への影響を考え、翌日にまわす等配慮が必要【6】電話を取り次がない等子どもの交友関係を断つことで、子どもの問題行動の改善を図らない、以上6点が読み取れた。

「iii 不適切な対応を防止するための取組（チェックリストの作成等）」では【1】1対1での対応や密室で他者の目が行きとどかない、また勤務人数の少ない時間帯等職員が追い込まれた状況、あるいは子ども自身に発達障害等何らかの個性が認められる場合に「不適切な対応」が起こりやすい【2】同性であれば性的虐待にならない、といった先入観は捨て、入浴時、就寝時等職員と子どもの身体接触や性的刺激が強い状況では複数の職員でその対応にあたる【3】施設長には懲戒権が認められているが、だからといって懲罰的な対応に頼るのは良くない、懲戒行為が必要と考えれば施設から児童相談所等の外部機関に判断を仰ぐ等第三者の介入が必要【4】他児、他者へ危害を加える可能性のある子どもは大声で行動を抑止、場合によっては身体を抑える等して抑止を図る、以上4点が読み取れた。

4 考察

調査結果から、それぞれの調査対象者の「不適切な対応」に関する意識とこれが生じる要因、改善方法についての考えが明らかとなった。さらに本研究目的①である「不適切な対応」が生じる要因の分析とその改善方法について調査結果から筆者がまとめた考察を<要因><改善方法>に分け、以下(1)～(18)に挙げたい。

<要因>

- (1) 子どもが指導に従わないことを理由に懲戒行為をもって指導に従わせるといった施設の風土がある。
- (2) 被措置児童虐待の定義、「不適切な対応」の概念について職員間で共有が出来ていない。
- (3) 施設のルールが子どものための目的ではなく、職員が管理しやすい、といった目的で職員により一方的に定められている。
- (4) 個別担当制のため、担当職員と子どもの関係性が強くなりすぎて、客観的な支援や助言が得られにくい職員体制がある。
- (5) 子どもに怖がられることが良い職員という考えが施設の中にある。
- (6) 子どもへの対応に関し、記録するシステムが不十分である。記録の抜けに対し、他の職員が指摘できるような内部牽制制度が確立されていない。
- (7) 朝、昼、夕において職員の配置人数の差が激しい。職員配置が多く必要な時間の検証が施設内で出来ていない。
- (8) 職員の労働環境が不整備であり働きにくく、結果として職員の離職率が高く、施設の平均勤続年数が低い。*

※「平成19年度社会的養護関係施設に関する実態調査 中間報告書」(厚生労働省：2008)において485施設を対象とした児童養護施設における直接ケア職種の平均勤続年数は8.01年

<改善方法>

- (9) 子どもを指導する場合、職員は2人以上で対応する。職員や子どもにとって第3者がいることで互いが興奮せず話し合いが出来る。
- (10) 異性の子どもと職員が個室で二人きりにならないようにし、個室で学習指導にあたる場合等はドアを少し開けて会話が聞こえるよう配慮する。また、異性の子どもと職員の二人での外出も避け、どうしても必要な場合は施設長や主任級の管理職の許可を得る。
- (11) 子どもが興奮した場合、職員は2人以上で対応し、子どもを拘束した場合に怪我をさせないようにする。またその際なぜ拘束するに至ったか等詳細に記録に挙げ、後日職員間で検証する。
- (12) 子どもに懲戒(制限)が必要な場合は施設長へ許可を得るようにする。緊急性がない場合は出来る限り言葉で子どもの行動を修正するようにし、職員個人の判断で懲戒を行わない

い。緊急性がある場面は職員間で予測しておき、事前にどのような対応をするか施設の方針として決めておく。

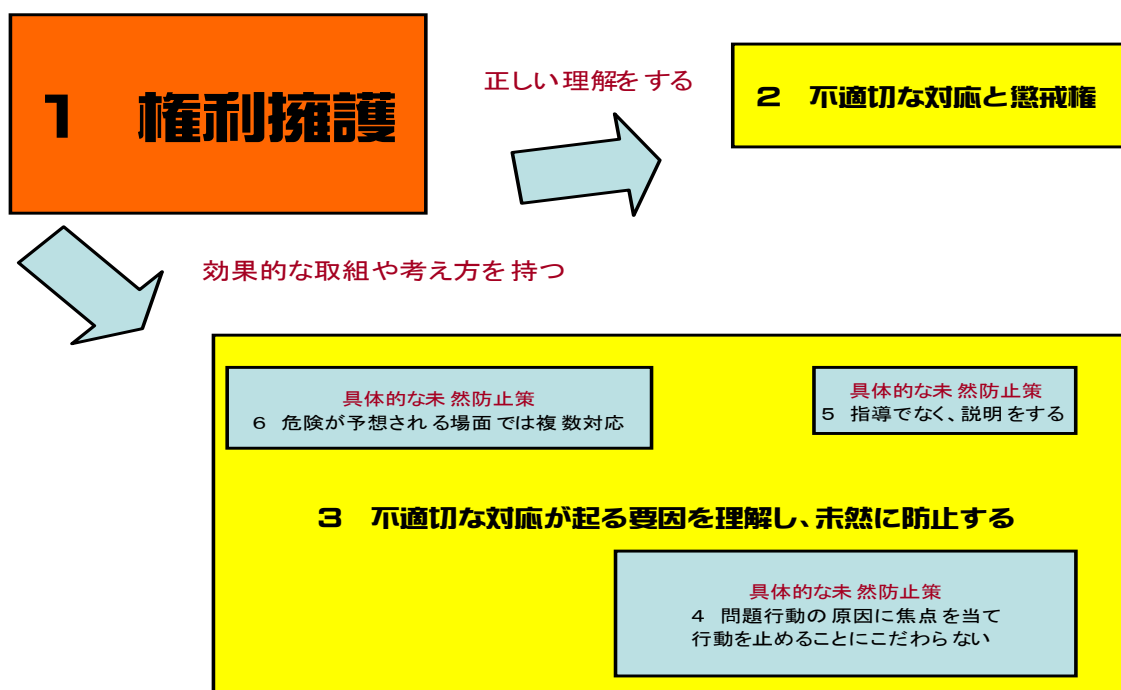
- (13) 子どもの入浴や、添い寝は同性職員でも1対1では行わない。1対1で行わなければならない場合は、対応した職員はその時の様子を記録に挙げ、後日該当する子どもへ別の職員より聞き取りを行う。
- (14) 施設内での暴力等問題行動が起きやすい時間帯や場所を把握し、職員間で周知する。また、可能であれば問題行動の起きやすい時間帯の職員配置を手厚くする。
- (15) 子どもに対し、懲戒を加えるような場合はあらかじめ「どういった行為をすることでこういった懲戒を加える」ということを伝えておく。ただし、あらかじめ伝えておけば、どのような懲戒を加えても良いというわけではなく、子どもの行為との関連性に留意し、懲戒を検討する。
- (16) 子どもの担当職員が1名であると、子どもとの関係において親密性に期待はできるが、担当職員以外の職員と担当職員との情報共有の難しさ等密室性のリスクが大きいため、担当職員を3名あるいは4名以上で配置する。(児童養護施設は3交代制で常に担当職員がいる状態ではないことを考慮し、担当職員人数を検討する)
- (17) 職員が子どもの対応について懲戒権を行使せざるを得ないと感じ懲戒権を行使した場合、この記録表^{※①}を作成し各児童相談所へ記録表を提出、その上で対応の妥当性や修正の必要性の有無等意見をもらう仕組み作りを行う。
※成果物①懲戒権行使記録表
- (18) 外部研修、内部研修等により職員教育を充実させ、施設の平均勤続年数を高める取り組みをすすめる。

5 結論

本研究では①「不適切な対応」が生じる要因の分析とその改善方法、②実践の質的向上へ向けた個々の職員のふりかえりのための行動チェックシート作成、を目的としインタビュー調査を行ってきた。①における<要因>と<改善方法>については4の考察で18点挙げた。

また、インタビュー調査結果をM-G T A分析により6の категорияに分け、category同士の関係性について相関図として【図1】にまとめた。

【図1】 category相関図 (番号はcategory生成時の番号、赤字は各categoryの意味や関係性の説明)



category相関図は、本研究テーマである「児童養護施設職員に対する子どもへの不適切な対応に関する意識調査」に対し、『「1 権利擁護」として、「2 不適切な対応と懲戒権」に正しい理解をすることや「3 不適切な対応が起る要因を理解し、未然に防止する」ための効果的な取組や考え方を持つことが重要であり、「不適切な対応」の具体的な未然防止策として「4 問題行動の原因に焦点を当て行動を止めることにこだわらない」「5 指導ではなく、説明をする」「6 危険が予想される場面では複数対応」以上、3点が挙げられる』といった結果を示唆している。

さらに、具体的な取組としてインタビュー調査結果を参考とし②として作成した「子どもへの適切な対応のためのセルフチェックシート」^{※②}やその解説書^{※③}を多くの児童養護施設で活用していただき、日々子どもへの対応に関しその議論の促進に寄与することを期待する。

今後の課題として、「子どもへの適切な対応のためのセルフチェックシート」を児童養護施設

で実際に職員が行い、その結果を集計することでより実用性のあるものへと内容を修正し、昇華していくことが求められる。このような経過を経て被措置児童虐待はもちろんのこと、子どもへの「不適切な対応」が児童養護施設より減少し、児童養護施設職員の日々の対応がより適切な対応へと発展していくことを願う。

<本研究における成果物>

※①懲戒権行使記録表

※②「子どもへの適切な対応のためのセルフチェックシート」

※③「子どもへの適切な対応のためのセルフチェックシート」の解説書

<引用文献>

- 1) 『被措置児童等虐待対応ガイドライン（通知）』, 厚生労働省, 2009年

<参考文献>

- 2) 『児童養護施設における「不適切な関わり」に関する再発防止策検討委員会実践報告』, 前田 信一・市川太郎, 2013年
 - 3) 『児童養護施設における職員の不適切な対応の研究と定義の試みー改善勧告書・改善報告書の分析よりー』, 山口県子どもソーシャルワーク研究会, 2015年
- ・『子どもの安心と安全を護る養育ブック～被措置児童虐待に陥らないために～』, 神奈川県社会福祉協議会児童福祉施設協議会 被措置児童虐待対応指針研究会, 2010年
 - ・『より適切な対応をめざすためのガイドブック』, 青森県社会的養護関係施設長会議, 2014年
 - ・『障害者福祉施設・事業所における 障害者虐待の防止と対応の手引き』, 厚生労働省, 2012年
 - ・『体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）』, 文部科学省, 2013年
 - ・『懲戒に係る権限の濫用禁止について』, 厚生労働省, 1998年
 - ・『平成19年度社会的養護関係施設に関する実態調査 中間報告書』, 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課, 2008年